

石川県公立学校職員旅費取扱規程（昭和二十七年石川県教育委員会告示第十一号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職務の級)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号。以下「任期付職員条例」という。)第三条第一項第二号の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級は、行政職給料表による三級の職務に相当する職務の級とし、同項第一号の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 第一号任期付研究員給料表による六号給の給料月額を受ける職員(当該給料月額を超える給料月額を受ける職員を含む。)の職務の級 行政職給料表による九級の職務に相当する職務の級</p> <p>二 第一号任期付研究員給料表による五号給の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表による八級の職務に相当する職務の級</p> <p>三 第一号任期付研究員給料表による四号給の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表による七級の職務に相当する職務の級</p> <p>四 第一号任期付研究員給料表による三号給の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表による六級の職務に相当する職務の級</p> <p>五 第一号任期付研究員給料表による二号給の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表による五級の職務に相当する職務の級</p> <p>六 第一号任期付研究員給料表による一号給の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表による四級の職務に相当する職務の級</p> <p>3 略</p> <p>(支給制限)</p> <p>第八条 条例第三十条第五項の規定により、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準によつて旅費の支給を調整する。</p> <p>一 賃金の額が日額で定められている者の旅費の額は、日当、宿泊料及び日額旅費については、一級の職務にある者の定額の八割に相当する額とする。</p>	<p>(職務の級)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号。以下「任期付職員条例」という。)第三条第一項第二号の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級は、行政職給料表による五級の職務に相当する職務の級とし、同項第一号の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 第一号任期付研究員給料表による六号給の給料月額を受ける職員(当該給料月額を超える給料月額を受ける職員を含む。)の職務の級 行政職給料表による十一級の職務に相当する職務の級</p> <p>二 第一号任期付研究員給料表による五号給の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表による十級の職務に相当する職務の級</p> <p>三 第一号任期付研究員給料表による四号給の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表による九級の職務に相当する職務の級</p> <p>四 第一号任期付研究員給料表による三号給の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表による八級の職務に相当する職務の級</p> <p>五 第一号任期付研究員給料表による二号給の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表による七級の職務に相当する職務の級</p> <p>六 第一号任期付研究員給料表による一号給の給料月額を受ける職員の職務の級 行政職給料表による六級の職務に相当する職務の級</p> <p>3 略</p> <p>(支給制限)</p> <p>第八条 条例第三十条第五項の規定により、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準によつて旅費の支給を調整する。</p> <p>一 賃金の額が日額で定められている者の旅費の額は、日当、宿泊料及び日額旅費については、二級以下の職務にある者の定額の八割に相当する額とする。</p>